

平成17年7月15日（金）から平成17年7月28日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成18年9月30日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

公 告

熊本県公告第536号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市中 1835 番地 5
- 2 築造者の氏名 有限会社やましよう不動産
- 3 道路の位置 玉名市岩崎字山ノ江 972 番 4、同 999 番 3、同 999 番 4 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.52 メートルまで
- 5 道路の延長 46.72 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 6 月 20 日
- 7 指定番号 玉名景建第 16 号

熊本県公告第537号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 荒尾市川登 1868 番地 2
- 2 築造者の氏名 松尾達弘
- 3 道路の位置 荒尾市上井手字立出 415 番 1、同 415 番 4、同 417 番 6 及び同 417 番 9
- 4 道路の幅員 4.50 メートル
- 5 道路の延長 33.96 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 6 月 20 日
- 7 指定番号 玉名景建第 17 号

熊本県公告第538号

県有財産を次のとおり売却する。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
球磨郡錦町大字西字中の迫 799 番 28  
雑種地 612.36 平方メートル  
最低売却価格 9,858,996 円
- 2 入札日時  
平成 17 年 8 月 23 日（火）午前 11 時 00 分
- 3 入札場所  
熊本県球磨地域振興局会議棟 2 階小会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

- 7 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、予め次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による  
(2) 提出期限 平成17年8月17日（水）午後5時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路総務課
- 9 入札に参加しようとする者は、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成17年9月2日（金）  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階 熊本県土木部道路総務課  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県土木部道路総務課（電話 096-383-1111 内線 6095）

**熊本県公告第539号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字上陣字下ノ前田351番3及び同351番5  
499.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡益城町大字上陣351番地1  
廣田 律男

**熊本県公告第540号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、立野原地区土地改良事業共同施行代表者野口正則から立野原地区の換地処分をした旨の届出があった。  
平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第541号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・2・5号熊本駅北部線  
熊本都市計画道路 3・3・7号熊本駅新外線  
熊本都市計画道路 3・4・25号熊本駅城山線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、二本木一丁目、細工町五丁目、川端町、東阿弥陀寺町、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋町三丁目、松原町、河原町、慶徳堀町、紺屋今町、通町、新市街、下通二丁目、中央街、安政町、手取本町、水道町、草葉町、南坪井町、南千反畑町、坪井二丁目、北千反畑町、坪井三丁目、妙体寺町、坪井四丁目、薬園町、黒髪一丁目、黒髪三丁目、坪井六丁目、室園町、清水本町、清水町松崎、高平

- 二丁目、高平三丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室二丁目、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、飛田一丁目、飛田二丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本駅周辺整備事務所、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本市都市計画課
  - 4 縦覧期間  
平成17年7月15日から平成17年7月29日まで

**熊本県公告第542号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営古新地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営古新地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年7月19日から平成17年8月15日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第543号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営天明東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天明東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年7月19日から平成17年8月15日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第544号**

宇土市長田口信夫から協議のあった松山地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成17年7月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
松山地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年7月19日から平成17年8月15日まで
- 3 縦覧場所  
宇土市役所

**熊本県公告第545号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 一般競争入札に付する事項  
(1) 委託業務の名称